

公 告

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定により公告する。

令和8年3月2日

島根県知事 丸山 達也

1 入札に付する事項

- (1) 業務名
出雲空港有害鳥類防除等業務委託
- (2) 業務の内容
出雲空港有害鳥類防除等業務委託仕様書のとおり
- (3) 委託期間
令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
- (4) 業務場所
出雲空港（制限区域内）

2 入札参加資格

次の(1)から(7)までのすべての項目に該当すること

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
 - (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者（以下「暴力団等」という。）を経営に関与させている者でないこと。
 - (3) 地方自治法施行令第167条の4第2項の各号のいずれかに該当すると認められる事実があった後、2年を経過しない者でないこと。また、その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。
 - (4) 「令和7年～令和9年 島根県が発注する庁舎の管理に関する業務及び電気供給業務の契約に係る競争入札参加資格者名簿」の委託業務種別「警備員警備業務」に登載されて、かつ、島根県内空港の保安区域内で役務業務を行ったことのある業者であること。
 - (5) 島根県が行う建設工事等の請負又は物品の売買、借入れ等に係る入札について指名停止の措置を受け、入札日においてその措置の期間が満了していない者でないこと。
 - (6) 仕様書に規定される防除業務時間において、業務を確実に実施できる体制が確保されていること。
 - (7) 島根県物品調達及び庁舎管理等に係る暴力団排除措置要綱（平成23年島根県告示第454号）に基づき、入札等排除措置対象者に指定され、当該状態が継続中の者でないこと。
- ※ 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律に基づく狩猟免許及び捕獲許可を保有、若しくは取得見込みであること。
- ※ 作業員は、銃砲刀剣類所持等取締法に基づく銃所持許可を保有、若しくは取得見込

みであること。

3 入札方法

- (1) この案件は、電子入札対象案件とする。入札書は、島根県電子調達共同利用システム（以下「電子調達システム」という。）により提出すること。

なお、やむを得ない事由により、電子調達システムで入札書を提出することができない場合は、県の承認を得て、書面により提出すること。

- (2) 書面による申請を認められた者は、次により提出すること。

ア 提出場所

〒690-8501 島根県松江市殿町8番地 島根県庁南庁舎6階
島根県土木部港湾空港課空港整備室
電話 0852-22-5934 FAX 0852-31-6247

イ 提出方法

持参又は簡易書留による郵送（提出期限必着）

- (3) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）を落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

4 入札参加希望者に要求される事項

- (1) この入札に参加を希望する者は、令和8年3月13日（金）午後4時までに、入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）を電子調達システムにより提出し、この入札に参加する資格があることの確認を受けなければならない。

- (2) 提出された申請書に関して説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

- (3) 期限までに申請書を提出しなかった者又は入札参加資格がないと認められた者は、この入札に参加することができない。

5 入札期間、開札の日時等

- (1) 電子調達システムによる入札の期間

令和8年3月16日（月）午前9時から3月17日（火）午後4時まで

- (2) 書面による入札の日時及び場所等

ア 日時

令和8年3月17日（火）午後4時

イ 場所

島根県松江市殿町8番地 島根県庁南庁舎6階
島根県土木部港湾空港課空港整備室

- (3) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和8年3月18日（水）午後3時

イ 場所

島根県松江市殿町8番地 島根県庁南庁舎6階
島根県土木部港湾空港課空港整備室

6 質疑

- (1) 入札説明書及び仕様書等に関して質疑事項がある場合は、入札質疑書（書面）により提出してください。
- (2) 提出期限並びに書面による提出場所及び提出方法は、次のとおりです。

ア 提出期限

令和8年3月9日（月）午後5時まで

イ 提出場所

島根県松江市殿町8番地 島根県庁南庁舎6階
島根県土木部港湾空港課空港整備室

ウ 提出方法

電子調達システム又は書面により提出してください。（FAX番号 0852-31-6247）

7 その他

- (1) 契約手続に使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金
入札者が見積もった契約希望金額の100分の5以上を納付すること。ただし、島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第61条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。
- (3) 契約保証金
契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、島根県会計規則第69条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。
- (4) 入札執行の取りやめ又は延期
不正の入札が行われるおそれがあると認められるとき、又は天災地変その他やむを得ない時由が生じたときは、入札を取りやめ、又は延期することがある。
- (5) 郵便入札
認めない。
- (6) 入札の無効
この公告に示した入札参加資格のない者が入札をしたとき、その他島根県会計規則第63条各号のいずれかに該当するときは、当該入札者の入札は無効とする。
- (7) 落札者の決定方法
島根県会計規則第62条の規定に基づき定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
- (8) 契約書作成の要否
要する。

(9) 不当介入への対応

入札の履行に当たって暴力団等から不当介入を受けたときは、島根県（土木部港湾空港課空港整備室）に報告するとともに警察に通報してください。

なお、当該報告及び通報を怠ったと認められるときは、注意喚起その他の必要な措置を講ずるものとします。

(10) その他

詳細は、入札説明書による。